情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

oo. 0120-506154

(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- ●お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ●証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



「スミセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等について お知らせします。

●郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



https://www.sumitomolife.co.jp

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)や契約内容の照会ができる 「スミセイダイレクトサービス | をご利用いただけます。

参照 P5をご確認ください。

●満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。 「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容を ご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度に ついてはこちら





生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権は ありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立し ます。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。



ご検討にあたっては、「契約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書」を 必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]



〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp 住友生命

◯検索♪

⑥代業-23-0213(2024.4) 342A0L0D24-1-33333333





「老後」や「マイホーム資金」などの 資産形成をお考えのお客さまへ

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) [型

様々な資産形成ニーズにしっかり お応えできる年金保険です。



たのしみ未来はご契約時に基本年金額が確定するので、様々な資産形成ニーズにしっかりお応えします。

ご契約時

- ●商品設計の自在性
- ●受取額は円建てで確定
- ●告知や医師の診査不要
- ●ライフプランにあわせて保険料払込期間、据置期間等を自在に設定 できます。

詳細〉「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5』をご確認ください。

基本年金額と年金原資はご契約時に円建てで確定します。

保険料払込期間・ 据置期間

年 金 原 資・年金受取総額 を大きくする しくみ

- 保険料払込期間中の死亡保障を 保険料払込期間満了以後の年金原
- 保険料払込期間満了後に据置期間 より大きくなります。
- お払い込みいただく保険料に応じ 詳細 〉「契約概要/注意喚起情報」の
- (*)当資料では「保険料割引制度」に愛称名を なお、「ご契約のしおり-定款・約款」では

▲ 解約返戻金額は、ご契約後一定

既払込保険料相当額に抑えることで、 資などが大きくなるしくみとしています。 を設定することで、年金原資などが

て、たのしみランク^(*)が適用されます。

『契約概要 5』をご確認ください。

付与して「たのしみランク」と表記しております。 「保険料割引制度」と表記しております。

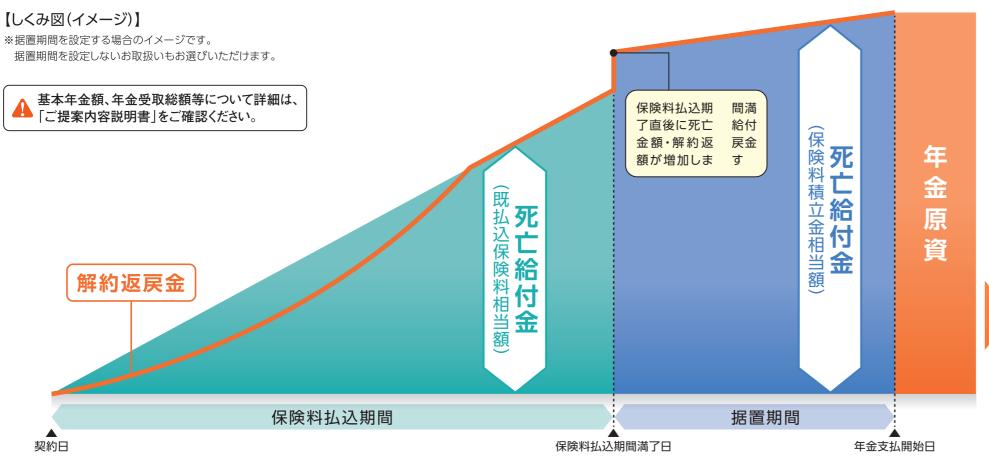
期間は既払込保険料を下回ります。

年金支払期間

●選べる受取方法

- ご契約時には確定年金(定額年金型)をお選びいただきます。 詳細〉「契約概要/注意喚起情報」の『契約概要 3』をご確認ください。
- 年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け 取りいただけます。
- 所定の要件を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加 していただくことにより、税制面でのメリットがあります。

⚠ 年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。





▲ 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

死亡給付金

被保険者が死亡されたときに、お支払いするお 金のことをいいます。保険料払込期間中に死亡 されたときは、既払込保険料相当額をお支払い します。据置期間中に死亡されたときは、将来の 年金支払のために積み立てた金額(保険料積立 金相当額)をお支払いします。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。 この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保 険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が 将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上 回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険 料積立金相当額をお支払いします。

据置期間

保険料払込期間満了日 の翌日から年金支払開 始日の前日までの期間 のことをいいます。

保険料積立金

将来の年金などをお支 払いするために、保険料 の中から積み立ててお くお金のことをいいます。

年金原資

年金をお支払いするた めの原資(年金支払開 始日における保険料積 立金相当額) のことをい います。

基本年金額

年金をお支払いする際 に基準となる年金額を いいます。

月換算保険料

割引前の保険料をいい ます。年1回払い・年2回 払いの場合は、それぞれ 月払いに換算した金額 です。

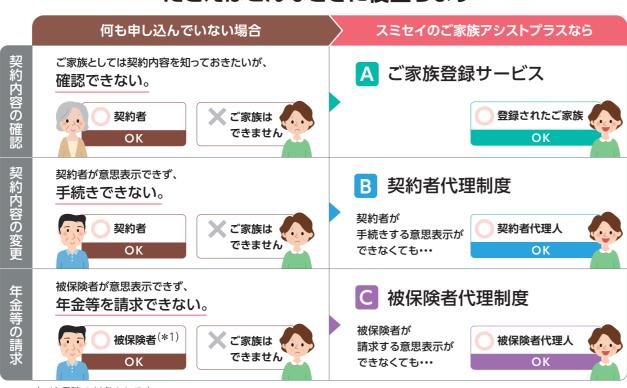


スミセイのご家族アシストプラス

無料

「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます



(*1)保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の連絡先を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。

※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。





■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、 被保険者には③について 同意を得てください。

- 1 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること (傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定 された契約者代理人が住友生命所定のお手続きを行うことができます。
- ●解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



- (*2)契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が 受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただきます。
- ※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- ●住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- ●契約者が受取人となる年金等の請求
- 基本年金額の減額
- ●解約

等

対象外となるお手続き

- 年金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約における契約者の変更
- 契約者代理人の変更
- ●据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、 据え置かれた給付金等の請求
- (*3)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C被保険者代理制度

POINT

- ●被保険者が受取人となる年金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が年金等のご請求をすることができます。

- ●年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。
- (*4)被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者のためにご使用いただきます。
- ※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。
- B 契約者代理制度、 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。
- 詳細〉「契約概要/注意喚起情報」の『契約概要 6』をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スミセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。



スミセイ安心だより

年1回お客さまの契約内容について お知らせする[スミセイ安心だより]を ご確認いただけます。



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更に加え、出金取引のご利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きも可能です。



生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除 証明書の電子発行 電子的控除証明書のダウンロードが できるので、必要なときにご活用いた だけます。





マイナンバー (個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- 1 ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクト サービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。
- ※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも ログイン画面へアクセス可能です。



- ※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は 住友生命ホームページにてご案内しております。
- ※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

MEMO